

平成 28 年経済センサス活動調査の概要

1 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としている。

2 根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施した。

3 調査の期日

調査期日は、平成 28 年 6 月 1 日現在で実施した。

4 調査の範囲

(1) 全国全ての事業所及び企業 ※ただし、以下に掲げる事業所を除く。

- ・国及び地方公共団体の事業所
- ・日本標準産業分類大分類 A – 農業、林業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類 B – 漁業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類 N – 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792 – 家事サービス業に属する事業所
- ・日本標準産業分類大分類 R – サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 – 外国公務に属する事業所

(2) 事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものという。

- ・一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

5 調査の方法

事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県、市による調査に分けて行った。

(1) 調査員による調査

単独事業所及び新設事業所については、調査票の配布は調査員が行い、取集は調査員による回収又はオンラインにより行った。

(2) 直轄調査（国、都道府県、市による調査）

国内に支所（支社・支店）を有する企業については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は国が郵送により行い、取集は国、都道府県、市がオンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所については、調査票の配布は国が郵送により行い、取集は国がオンライン又は郵送により行った。